

# 千葉県報

定例  
令和6年3月5日

第13919号

千葉県報

令和6年3月5日(火曜日)

## 主要目次

- 千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例の規定の適用を除外する市町村の名称等 町村の名称等 一
- 漁業災害補償法に基づく漁業の水域の設定 二
- 漁業災害補償法に基づく養殖業に係る単位漁場区域の設定 三
- 令和五年千葉県告示第百八十八号の一部を改正する告示 四
- 国土調査の成果の認証(七件) 四
- 土地区画整理組合の事業計画の変更認可 六
- 公安委員会告示 六
- 警備員指導教育責任者講習の実施(二件) 八
- 公告 八
- 土地改良区役員の退任及び就任 九
- 都市計画地区計画の関係図書の縦覧 九
- 令和六年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施 九
- 正誤 九
- 令和五年十二月二十五日付け県報号外第九四号中 九

## 告示

## 示

### 千葉県告示第百十八号

千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例(令和五年千葉県条例第三十号)第二十七条第一項の規定により、別表の上欄に掲げる市町村の長から同条例の規定の適用の除外を求める旨の申出があったので、当該市町村の区域については、同表下欄に掲げる日から同条例の規定の適用を除外する。

令和六年三月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

### 別表

市町村の名称	適用を除外する日
千葉市	令和六年四月一日
袖ヶ浦市	〃

### 千葉県告示第百十九号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。)第百五条第一項第一号の規定による第一号漁業の水域を次のとおり定めた。

令和六年三月五日

### 法第百四条第一号に掲げる漁業

あわびを採る漁業

千葉県知事 熊谷 俊人

加入区の名称	区域	設定年月日
天羽加入区	水域 令和五年千葉県告示第百四十三号共第十二号漁業権の漁場の区域 区域 天羽漁業協同組合の地区	令和六年三月五日
保田加入区	水域 令和五年千葉県告示第百四十三号共第十四号漁業権の漁場の区域 区域 鋸南町保田漁業協同組合の地区	〃
勝山加入区	水域 令和五年千葉県告示第百四十三号共第十五号漁業権の漁場の区域 区域 鋸南町勝山漁業協同組合の地区	〃
岩井加入区	水域 令和五年千葉県告示第百四十三号共第十六号漁業権の漁場の区域 区域 岩井富浦漁業協同組合の地区のうち岩井地区	〃
富浦加入区	水域 令和五年千葉県告示第百四十三号共第十八号漁業権の漁場の区域 区域 岩井富浦漁業協同組合の地区のうち富浦地区	〃
館山船形加入区	水域 令和五年千葉県告示第百四十三号共第十九号漁業権の漁場の区域 区域 館山漁業協同組合の地区のうち館山船形地区	〃
西岬加入区	水域 令和五年千葉県告示第百四十三号共第二十一号漁業権の漁場の区域 区域 西岬漁業協同組合の地区	〃
波左間加入区	水域 令和五年千葉県告示第百四十三号共第二十一号漁業権の漁場の区域	〃

和田加入区	白子瀬戸加入区	千倉加入区	平館加入区	忽戸加入区	川口加入区	千倉東部加入区	七浦加入区	白浜加入区	布良加入区	相浜加入区
水域 令和五年千葉県告示第三百四十三号共第三十八号漁業権の漁場の区域	区域 東安房漁業協同組合の地区のうち白子瀬戸地区 水域 令和五年千葉県告示第三百四十三号共第三十七号漁業権の漁場の区域	区域 東安房漁業協同組合の地区のうち千倉地区 水域 令和五年千葉県告示第三百四十三号共第三十七号漁業権の漁場の区域	区域 東安房漁業協同組合の地区のうち平館地区 水域 令和五年千葉県告示第三百四十三号共第三十七号漁業権の漁場の区域	区域 東安房漁業協同組合の地区のうち忽戸地区 水域 令和五年千葉県告示第三百四十三号共第三十七号漁業権の漁場の区域	区域 東安房漁業協同組合の地区のうち川口地区 水域 令和五年千葉県告示第三百四十三号共第三十七号漁業権の漁場の区域	区域 東安房漁業協同組合の地区のうち七浦地区 水域 令和五年千葉県告示第三百四十三号共第三十七号漁業権の漁場の区域	区域 東安房漁業協同組合の地区のうち白浜地区 水域 令和五年千葉県告示第三百四十三号共第三十二号及び共第三十四号漁業権の漁場の区域	区域 館山漁業協同組合の地区のうち布良地区 水域 令和五年千葉県告示第三百四十三号共第三十号及び共第三十二号漁業権の漁場の区域	区域 館山漁業協同組合の地区のうち相浜地区 水域 令和五年千葉県告示第三百四十三号共第三十号及び共第三十二号漁業権の漁場の区域	区域 波左間漁業協同組合の地区 水域 令和五年千葉県告示第三百四十三号共第三十号及び共第三十二号漁業権の漁場の区域
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
浜行川加入区	大沢加入区	小湊加入区	天津加入区	鴨川加入区	太海浜加入区	天面加入区	大夫崎加入区	吉浦加入区	江見加入区	
区域 新勝浦市漁業協同組合の地区のうち浜行川地区 水域 令和五年千葉県告示第三百四十三号共第四十五号漁業権の漁場の区域	区域 新勝浦市漁業協同組合の地区のうち大沢地区 水域 令和五年千葉県告示第三百四十三号共第四十五号漁業権の漁場の区域	区域 東安房漁業協同組合の地区のうち小湊地区 水域 令和五年千葉県告示第三百四十三号共第四十三号漁業権の漁場の区域	区域 東安房漁業協同組合の地区のうち天津地区 水域 令和五年千葉県告示第三百四十三号共第四十三号漁業権の漁場の区域	区域 鴨川市漁業協同組合の地区のうち鴨川地区 水域 令和五年千葉県告示第三百四十三号共第四十号漁業権の漁場の区域	区域 鴨川市漁業協同組合の地区のうち太海浜地区 水域 令和五年千葉県告示第三百四十三号共第三十九号漁業権の漁場の区域	区域 鴨川市漁業協同組合の地区のうち天面地区 水域 令和五年千葉県告示第三百四十三号共第三十九号漁業権の漁場の区域	区域 鴨川市漁業協同組合の地区のうち大夫崎地区 水域 令和五年千葉県告示第三百四十三号共第三十九号漁業権の漁場の区域	区域 鴨川市漁業協同組合の地区のうち吉浦地区 水域 令和五年千葉県告示第三百四十三号共第三十九号漁業権の漁場の区域	区域 東安房漁業協同組合の地区のうち和田地区 水域 令和五年千葉県告示第三百四十三号共第三十九号漁業権の漁場の区域	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	

興津加入区	水城 令和五年千葉県告示第三百四十三号共第四区域 十五号漁業権の漁場の区域 新勝浦市漁業協同組合の地区のうち興津地区	〃
鵜原加入区	水城 令和五年千葉県告示第三百四十三号共第四区域 十五号漁業権の漁場の区域 新勝浦市漁業協同組合の地区のうち鵜原地区	〃
勝浦西部加入区	水城 令和五年千葉県告示第三百四十三号共第四区域 十六号漁業権の漁場の区域 新勝浦市漁業協同組合の地区のうち西部地区	〃
勝浦加入区	水城 令和五年千葉県告示第三百四十三号共第四区域 十六号漁業権の漁場の区域 勝浦漁業協同組合の地区	〃
川津加入区	水城 令和五年千葉県告示第三百四十三号共第四区域 十六号漁業権の漁場の区域 新勝浦市漁業協同組合の地区のうち川津地区	〃
豊浜加入区	水城 令和五年千葉県告示第三百四十三号共第四区域 十六号漁業権の漁場の区域 新勝浦市漁業協同組合の地区のうち豊浜地区	〃
御宿加入区	水城 令和五年千葉県告示第三百四十三号共第四区域 十八号漁業権の漁場の区域 御宿岩和田漁業協同組合の地区のうち御宿地区	〃
岩和田加入区	水城 令和五年千葉県告示第三百四十三号共第四区域 十八号漁業権の漁場の区域 御宿岩和田漁業協同組合の地区のうち岩和田地区	〃
大原加入区	水城 令和五年千葉県告示第三百四十三号共第五区域 十号漁業権の漁場の区域 夷隅東部漁業協同組合の地区のうち大原地区	〃

太東加入区	水城 令和五年千葉県告示第三百四十三号共第五区域 十号漁業権の漁場の区域 夷隅東部漁業協同組合の地区のうち太東地区	〃
外川加入区	水城 令和五年千葉県告示第三百四十三号共第五区域 十六号及び共第五十七号漁業権の漁場の区域 銚子市漁業協同組合の地区のうち外川地区	〃
黒生加入区	水城 令和五年千葉県告示第三百四十三号共第五区域 十七号漁業権の漁場の区域 銚子市漁業協同組合の地区のうち黒生地区	〃
銚子加入区	水城 令和五年千葉県告示第三百四十三号共第五区域 十七号漁業権の漁場の区域 銚子市漁業協同組合の地区のうち銚子地区	〃

**千葉県告示第百二十号**  
 漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百十八条第一項の規定により、小割り式一年魚はまち養殖業、小割り式二年魚はまち養殖業、小割り式一年魚たい養殖業、小割り式二年魚たい養殖業、小割り式三年魚たい養殖業、小割り式一年魚しまあじ養殖業、小割り式二年魚しまあじ養殖業及び小割り式三年魚しまあじ養殖業に係る単位漁場区域を次のように定めた。  
 令和六年三月五日  
 千葉県知事 熊谷 俊人

一 小割り式一年魚はまち養殖業	加入区名称	区域	設定年月日
勝山加入区	水城 令和五年千葉県告示第三百四十三号区第十号及び区第十七号漁業権の漁場の区域 鋸南町勝山漁業協同組合の地区	五日	
富浦加入区	水城 令和五年千葉県告示第三百四十三号区第二十一号漁業権の漁場の区域 岩井富浦漁業協同組合の地区のうち富浦地区	〃	
二 小割り式二年魚はまち養殖業	加入区名称	区域	設定年月日
勝山加入区	水城 令和五年千葉県告示第三百四十三号区第十号及び区第十七号漁業権の漁場の区域	令和六年三月五日	

六 小割り式一年魚しまあじ養殖業		五 小割り式三年魚たい養殖業		四 小割り式二年魚たい養殖業		三 小割り式一年魚たい養殖業	
加入区 の名称	区	加入区 の名称	区	加入区 の名称	区	加入区 の名称	区
区域	岩井富浦漁業協同組合の地区のうち富浦地	区域	岩井富浦漁業協同組合の地区のうち富浦地	区域	岩井富浦漁業協同組合の地区のうち富浦地	区域	岩井富浦漁業協同組合の地区のうち富浦地
設定年月日	〃	設定年月日	〃	設定年月日	〃	設定年月日	〃

七 小割り式二年魚しまあじ養殖業		八 小割り式三年魚しまあじ養殖業	
加入区 の名称	区	加入区 の名称	区
区域	岩井富浦漁業協同組合の地区のうち富浦地	区域	岩井富浦漁業協同組合の地区のうち富浦地
設定年月日	〃	設定年月日	〃

千葉県告示第百二十一号  
令和五年千葉県告示第百八十八号（知事管理漁獲可能量）の一部を次のように改正する。  
令和六年三月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 二の表三の項中「一三・六トン」を「二二・六トン」に改め、同表四の項中「一・六トン」を「二・六トン」に改め、同表七の項中「一八・五トン」を「〇・三トン」に改め、同表八の項中「一〇・七トン」を「二八・九トン」に改め、同表十一の項中「八・一トン」を「〇・五トン」に改め、同表十二の項中「六・一トン」を「一三・七トン」に改める。

二 二の表三の項中「一九・四トン」を「一・七トン」に改め、同表四の項中「一三・七トン」を「三一・四トン」に改める。

千葉県告示第百二十二号  
国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、令和六年三月五日次のとおり国土調査の成果を認証した。  
令和六年三月五日

調査を行った者 の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域
勝浦市	令和二年五月二十六日から	勝浦市（勝浦、浜	勝浦市勝浦、浜勝

千葉県知事 熊谷 俊人

令和五年三月三十一日まで	勝浦、出水、墨名、串浜及び沢倉の各一部)の地籍図及び地籍簿	浦、出水、墨名、串浜及び沢倉の各一部の区域
--------------	-------------------------------	-----------------------

千葉県告示第百二十三号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、令和六年三月五日次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和六年三月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

調査を行った者の名称 浦安市	調査を行った期間 令和四年四月一日から令和五年十月三十一日まで	成果の名称 浦安市(入船四丁目の一部)の地籍図及び地籍簿	調査を行った地域 浦安市入船四丁目の一部の区域
-------------------	------------------------------------	---------------------------------	----------------------------

千葉県告示第百二十四号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、令和六年三月五日次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和六年三月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

調査を行った者の名称 浦安市	調査を行った期間 令和四年四月一日から令和五年十月三十一日まで	成果の名称 浦安市(富岡一丁目の一部)の地籍図及び地籍簿	調査を行った地域 浦安市富岡一丁目の一部の区域
-------------------	------------------------------------	---------------------------------	----------------------------

千葉県告示第百二十五号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、令和六年三月五日次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和六年三月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

調査を行った者の名称 浦安市	調査を行った期間 令和四年四月一日から令和四年四月一日	成果の名称 浦安市(富岡四丁)	調査を行った地域 浦安市富岡四丁目
-------------------	--------------------------------	--------------------	----------------------

五年十月三十一日まで	目の一部)の地籍図及び地籍簿	の一部の区域
------------	----------------	--------

千葉県告示第百二十六号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、令和六年三月五日次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和六年三月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

調査を行った者の名称 浦安市	調査を行った期間 令和四年四月一日から令和五年十月三十一日まで	成果の名称 浦安市(日の出二丁目の一部)の地籍図及び地籍簿	調査を行った地域 浦安市日の出二丁目の一部の区域
-------------------	------------------------------------	----------------------------------	-----------------------------

千葉県告示第百二十七号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、令和六年三月五日次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和六年三月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

調査を行った者の名称 長生郡長生村	調査を行った期間 令和二年五月二十六日から令和五年三月三十一日まで	成果の名称 長生郡長生村(岩沼、宮成、本郷、金田、北水口及び信友の各一部)の地籍図及び地籍簿	調査を行った地域 長生郡長生村(岩沼、宮成、本郷、金田、北水口及び信友の各一部の区域)
----------------------	--------------------------------------	---	--

千葉県告示第百二十八号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、令和六年三月五日次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和六年三月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

調査を行った者の名称 長生郡白子	調査を行った期間 令和二年五月二十六日から令和二年五月二十六日	成果の名称 長生郡白子町(浜)	調査を行った地域 長生郡白子町浜宿
---------------------	------------------------------------	--------------------	----------------------

町	令和五年三月三十一日まで	宿の全部及び牛込の一部)の地籍図及び地籍簿	の全部及び牛込の一部の区域
---	--------------	-----------------------	---------------

**千葉県告示第百二十九号**

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により、習志野市JR津田沼駅南口土地区画整理組合の事業計画(事業施行期間及び資金計画)の変更を次のとおり認可した。

令和六年三月五日

千葉県知事 熊谷 俊 人

- 一 組合の名称  
習志野市JR津田沼駅南口土地区画整理組合
- 二 事務所所在地  
習志野市谷津七丁目一二番五四号
- 三 設立認可の年月日  
平成十九年七月二十七日
- 四 変更の内容  
事業施行期間  
変更前 平成十九年七月二十七日から令和六年三月三十一日まで  
変更後 平成十九年七月二十七日から令和七年三月三十一日まで  
変更認可の年月日  
令和六年三月五日
- 五

**公安委員会告示**

**千葉県公安委員会告示第7号**

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和6年3月5日

千葉県公安委員長 佐久間 英 利

- 1 講習に係る警備業務の区分  
法第2条第1項第2号に規定する警備業務(以下「2号警備業務」という。)に係る講習
- 2 講習の期日及び時間  
令和6年5月9日(木曜日)から16日(木曜日)まで(千葉県の休日に関する条例(平成元年千葉県条例第1号)第1条に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

3 講習の場所

千葉市中央区新田町4番22号 サウンドライト7階

4 受講対象者

(1) 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)第4条に規定する1級の検定(2号警備業務に係るものに限る。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

(3) 規則第4条に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの

(4) 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(2号警備業務に係るものに限る。)に係る旧規則第8条の合格証(以下「合格証」という。)の交付を受けている者

(5) 旧規則第1条第2項に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限る。)に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの

5 受講定員

40人

6 講習業務の委託

講習業務は、一般社団法人千葉県警備業協会に委託して実施する。

7 受講申込手続等

(1) 受講申込手続

ア 申込方法

受講を希望する者(以下「受講希望者」という。)は、千葉県内の各警察署に備付けの受講申込票に必要事項を記入し、最寄りの警察署(千葉県以外に住所を有する者にあつては、千葉県内の最寄りの警察署)に提出すること。

なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。

イ 受講申込票受付期間等

令和6年3月25日(月曜日)から29日(金曜日)までの午前9時から午後4時まで

(2) 受講者決定通知

受講申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受講者を決定し、受講申込票を受理した警察署を経由して受講希望者に対し受講者決定通知を行う。

<p>なお、受講希望者が受講定員を超過した場合は、抽選により受講者を決定する。</p> <p>(3) 受講手続等</p> <p>ア 受講手続 受講者として決定された者は、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和 5 8 年国家公安委員会規則第 2 号）別記様式第 1 号の受講申込書に必要事項を記入し、添付書類とともに受講申込票を提出した警察署へ提出すること。</p> <p>イ 受講申込書受付期間等 令和 6 年 4 月 1 5 日（月曜日）から 1 9 日（金曜日）までの午前 9 時から午後 4 時まで</p> <p>ウ 添付書類</p> <p>(ア) 4 (1) に該当する者 2 号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書</p> <p>(イ) 4 (2) に該当する者 合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 4 (3) に該当する者 合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>(エ) 4 (4) に該当する者 合格証の写し</p> <p>(オ) 4 (5) に該当する者 合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>(4) 受講手数料等</p> <p>ア 受講手数料 3 8, 0 0 0 円</p> <p>イ 納入方法 受講申込書提出時に納入することとし、その詳細については、千葉県警察本部のホームページ等に記載する。 なお、既納の受講手数料は、還付しない。</p> <p>8 講習に関する問合せ先 千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話 0 4 3 ( 2 0 1 ) 0 1 1 0</p> <p><b>千葉県公安委員会告示第 8 号</b> 警備業法（昭和 4 7 年法律第 1 1 7 号。以下「法」という。）第 2 2 条第 2 項第 1 号の規定による警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。 令和 6 年 3 月 5 日</p>	<p>千葉県公安委員会委員長 佐久間 英 利</p> <p>1 講習に係る警備業務の区分 法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する警備業務（以下「2 号警備業務」という。）に係る講習</p> <p>2 講習の期日及び時間 令和 6 年 5 月 1 4 日（火曜日）の午後 1 時から午後 5 時まで並びに同月 1 5 日（水曜日）及び 1 6 日（木曜日）の午前 9 時から午後 5 時まで</p> <p>3 講習の場所 千葉市中央区新田町 4 番 2 2 号 サンプライト 7 階</p> <p>4 受講対象者 2 号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第 2 2 条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和 5 8 年国家公安委員会規則第 2 号。以下「講習規則」という。）第 7 条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 最近 5 年間に 2 号警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者</p> <p>(2) 警備員等の検定等に関する規則（平成 1 7 年国家公安委員会規則第 2 0 号。以下「検定規則」という。）第 4 条に規定する 1 級の検定（2 号警備業務に係るものに限る。）に係る法第 2 3 条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者</p> <p>(3) 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（2 号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上 2 号警備業務に従事しているもの</p> <p>(4) 検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和 6 1 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。）第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（2 号警備業務に係るものに限る。）に係る旧検定規則第 8 条の合格証（以下「合格証」という。）の交付を受けている者</p> <p>(5) 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（2 号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して 1 年以上 2 号警備業務に従事しているもの</p> <p>5 受講定員 2 0 人</p> <p>6 講習業務の委託 講習業務は、一般社団法人千葉県警備業協会に委託して実施する。</p> <p>7 受講申込手続等</p>
---	---

<p>(1) 受講申込手続 ア 申込方法 受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、千葉県内の各警察署に備付けの受講申込票に必要事項を記入し、最寄りの警察署（千葉県以外に住所を有する者にあつては、千葉県内の最寄りの警察署）に提出すること。 なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。 イ 受講申込票受付期間等 令和6年3月25日（月曜日）から29日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで (2) 受講者決定通知 受講申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受講者を決定し、受講申込票を受理した警察署を経由して受講希望者に対し受講者決定通知を行う。 なお、受講希望者が受講定員を超過した場合は、抽選により受講者を決定する。 (3) 受講手続等 ア 受講手続 受講者として決定された者は、講習規則別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入し、添付書類とともに受講申込票を提出した警察署へ提出すること。 イ 受講申込書受付期間等 令和6年4月15日（月曜日）から19日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで ウ 添付書類 ク 4 (1) に該当する者 ク 2号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し ク 4 (2) に該当する者 合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し ク 4 (3) に該当する者 合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し ク 4 (4) に該当する者 合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し ク 4 (5) に該当する者 合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し (4) 受講手数料等</p>	<p>ア 受講手数料 14,000円 イ 納入方法 受講申込書提出時に納入することとし、その詳細については、千葉県警察本部のホームページ等に記載する。 なお、既納の受講手数料は、還付しない。 8 講習に関する問合せ先 千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043(201)0110</p> <p style="text-align: center;">公 告</p> <p>土地改良区役員の退任及び就任 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、香取郡東庄町窪野谷土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任の届出があつた。 令和六年三月五日</p>																																																			
	<p style="text-align: center;">千葉県知事 熊谷 俊 人</p> <table border="0"> <tr> <td>一 退任理事</td> <td>香取郡東庄町窪野谷二二九番地</td> <td>菅 谷 隆</td> </tr> <tr> <td></td> <td>一四九番地</td> <td>高 木 良 一</td> </tr> <tr> <td></td> <td>二一六番地</td> <td>伊 藤 康 弘</td> </tr> <tr> <td></td> <td>一八三番地</td> <td>伊 藤 正 己</td> </tr> <tr> <td></td> <td>二九四番地</td> <td>高 木 孝 一</td> </tr> <tr> <td></td> <td>六五六番地</td> <td>宇 井 正 俊</td> </tr> <tr> <td></td> <td>六二七番地</td> <td>星 野 利 雄</td> </tr> <tr> <td></td> <td>一三三八番地</td> <td>飯 田 利 昇</td> </tr> <tr> <td></td> <td>一三三〇番地</td> <td>宇 佐 美 雅 健</td> </tr> <tr> <td>二 退任監事</td> <td>香取郡東庄町窪野谷二八七番地</td> <td>高 木 稔</td> </tr> <tr> <td></td> <td>一七六番地</td> <td>菅 谷 政 雄</td> </tr> <tr> <td></td> <td>二六五番地</td> <td>高 木 武 男</td> </tr> <tr> <td>三 就任理事</td> <td>香取郡東庄町窪野谷二二九番地</td> <td>菅 谷 隆</td> </tr> <tr> <td></td> <td>一三三八番地</td> <td>飯 田 昇 隆</td> </tr> <tr> <td></td> <td>二九四番地</td> <td>高 木 孝 一</td> </tr> <tr> <td></td> <td>六五六番地</td> <td>宇 井 正 俊</td> </tr> <tr> <td></td> <td>菅川一四、六一番地</td> <td>伊 藤 惠 一郎</td> </tr> </table>	一 退任理事	香取郡東庄町窪野谷二二九番地	菅 谷 隆		一四九番地	高 木 良 一		二一六番地	伊 藤 康 弘		一八三番地	伊 藤 正 己		二九四番地	高 木 孝 一		六五六番地	宇 井 正 俊		六二七番地	星 野 利 雄		一三三八番地	飯 田 利 昇		一三三〇番地	宇 佐 美 雅 健	二 退任監事	香取郡東庄町窪野谷二八七番地	高 木 稔		一七六番地	菅 谷 政 雄		二六五番地	高 木 武 男	三 就任理事	香取郡東庄町窪野谷二二九番地	菅 谷 隆		一三三八番地	飯 田 昇 隆		二九四番地	高 木 孝 一		六五六番地	宇 井 正 俊		菅川一四、六一番地	伊 藤 惠 一郎
一 退任理事	香取郡東庄町窪野谷二二九番地	菅 谷 隆																																																		
	一四九番地	高 木 良 一																																																		
	二一六番地	伊 藤 康 弘																																																		
	一八三番地	伊 藤 正 己																																																		
	二九四番地	高 木 孝 一																																																		
	六五六番地	宇 井 正 俊																																																		
	六二七番地	星 野 利 雄																																																		
	一三三八番地	飯 田 利 昇																																																		
	一三三〇番地	宇 佐 美 雅 健																																																		
二 退任監事	香取郡東庄町窪野谷二八七番地	高 木 稔																																																		
	一七六番地	菅 谷 政 雄																																																		
	二六五番地	高 木 武 男																																																		
三 就任理事	香取郡東庄町窪野谷二二九番地	菅 谷 隆																																																		
	一三三八番地	飯 田 昇 隆																																																		
	二九四番地	高 木 孝 一																																																		
	六五六番地	宇 井 正 俊																																																		
	菅川一四、六一番地	伊 藤 惠 一郎																																																		



<p>四 就任監事</p> <p>香取郡東庄町窪野谷一、三一八番地</p> <p>〃 〃 〃 一、三七〇番地</p> <p>〃 〃 〃 二一七番地</p> <p>〃 〃 〃 平山二五九番地</p> <p>伊藤 正己</p> <p>宇佐美 雅健</p> <p>鎌形 吉治</p> <p>高木 勝利</p> <p>高橋 俊光</p>	<p>都市計画地区計画の関係図書の縦覧</p> <p>令和六年三月五日我孫子市の決定に係る我孫子都市計画地区計画公園坂通り周辺地区地区計画の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。</p> <p>令和六年三月五日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p>	<p>令和六年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施</p> <p>建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十三条の規定により、令和六年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。</p> <p>なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第十五条の六第一項の都道府県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。</p> <p>令和六年三月五日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p> <p>一 試験日時</p> <p>1 学科の試験</p> <p>(一) 二級建築士試験</p> <p>令和六年七月七日(日曜日) 午前十時十分から午後五時二十分まで</p> <p>(二) 木造建築士試験</p> <p>令和六年七月二十八日(日曜日) 午前十時十分から午後五時二十分まで</p> <p>2 設計製図の試験</p> <p>(一) 二級建築士試験</p> <p>令和六年九月十五日(日曜日) 午前十一時から午後四時まで</p> <p>(二) 木造建築士試験</p> <p>令和六年十月十三日(日曜日) 午前十一時から午後四時まで</p> <p>二 試験場所</p> <p>1 学科の試験</p> <p>(一) 二級建築士試験</p>
<p>千葉県美浜区若葉一丁目四番一号 神田外語大学</p> <p>(二) 木造建築士試験</p> <p>習志野市津田沼二丁目一七番一号 千葉工業大学津田沼キャンパス</p> <p>2 設計製図の試験(二級建築士試験及び木造建築士試験)</p> <p>習志野市津田沼二丁目一七番一号 千葉工業大学津田沼キャンパス</p> <p>三 受験申込方法等</p> <p>新規受験者を含めた全ての者が原則としてインターネットによる受験申込を行うこと。</p> <p>1 受験申込みの受付期間等</p> <p>受付期間は令和六年四月一日(月曜日)から十五日(月曜日)までとし、受付時間は受付開始日の午前十時から受付終了日の午後四時までとする。</p> <p>2 受験申込方法</p> <p>公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<a href="https://www.jaeic.or.jp/">https://www.jaeic.or.jp/</a>)において、必要な事項を入力し申し込むこと。</p> <p>なお、インターネットによる受験申込が行えない場合には、令和六年四月八日(月曜日)までに公益財団法人建築技術教育普及センター本部(電話番号〇五〇(三〇三三)三八二二)に申し出ること。</p> <p>四 設計製図の試験の課題</p> <p>設計製図の試験の課題は、令和六年六月十二日(水曜日)(予定)から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<a href="https://www.jaeic.or.jp/">https://www.jaeic.or.jp/</a>)において公表する。</p> <p>五 合格者の発表等</p> <p>1 学科の試験(二級建築士試験及び木造建築士試験)</p> <p>令和六年八月二十六日(月曜日)(予定)に、合格者には合格した旨を、不合格者には不合格の旨及び成績を通知する。</p> <p>2 設計製図の試験(二級建築士試験及び木造建築士試験)</p> <p>令和六年十二月五日(木曜日)(予定)に、公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<a href="https://www.jaeic.or.jp/">https://www.jaeic.or.jp/</a>)に合格者一覧を公表するとともに、合格者には合格した旨を、不合格者には不合格の旨及び成績を通知する。</p> <p>六 その他</p> <p>受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込みの受付期間内にその旨を申し出ること。</p>	<p>正 誤</p> <p>令和五年十二月二十五日付け県報号外第九四号中(教育庁企画管理部教育総務課)</p>	

購読料 本号 一部 三〇円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

購読申込先

千葉県 〇四三(二二三)二六五八

ページ	三八																		
段	下																		
行																			
誤	<table border="1"> <tr><td>25</td></tr> <tr><td>26</td></tr> <tr><td>27</td></tr> <tr><td>28</td></tr> <tr><td>30</td></tr> <tr><td>32</td></tr> <tr><td>34</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>26</td></tr> <tr><td>28</td></tr> <tr><td>30</td></tr> <tr><td>32</td></tr> <tr><td>33</td></tr> <tr><td>34</td></tr> <tr><td>35</td></tr> </table>	25	26	27	28	30	32	34	26	28	30	32	33	34	35				
25																			
26																			
27																			
28																			
30																			
32																			
34																			
26																			
28																			
30																			
32																			
33																			
34																			
35																			
正	<table border="1"> <tr><td>25</td></tr> <tr><td>26</td></tr> <tr><td>27</td></tr> <tr><td>28</td></tr> <tr><td>30</td></tr> <tr><td>32</td></tr> <tr><td>34</td></tr> <tr><td>36</td></tr> <tr><td>38</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>26</td></tr> <tr><td>28</td></tr> <tr><td>30</td></tr> <tr><td>32</td></tr> <tr><td>33</td></tr> <tr><td>34</td></tr> <tr><td>35</td></tr> <tr><td>36</td></tr> <tr><td>38</td></tr> </table>	25	26	27	28	30	32	34	36	38	26	28	30	32	33	34	35	36	38
25																			
26																			
27																			
28																			
30																			
32																			
34																			
36																			
38																			
26																			
28																			
30																			
32																			
33																			
34																			
35																			
36																			
38																			